

新発田市水道事業経営戦略改定業務委託仕様書

1 委託業務名

新発田市水道事業経営戦略改定業務委託

2 業務目的

本業務は、新発田市水道事業（以下「発注者」という。）の経営環境が、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少など厳しさを増す中、市民生活に必要な公共サービスを、将来にわたって安定的に提供することが可能となるように、中長期の経営の基本計画である経営戦略を改定することを目的とする。

3 委託業務の期間

契約日締結日から令和7年3月31日までとする。

4 前提条件

(1) 経営戦略は、次の総務省自治財政局通知等における各事項に留意し、通知等に記載されているすべての要件を満たしたものとすること。また、経営戦略における料金改定の考え方については、水道料金算定要領（平成27年2月 日本水道協会）に基づいたものとすること。

- ① 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書（平成26年3月 総務省）
- ② 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日付 総務省自治財政局 公営企業課長等通知）
- ③ 公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書（平成27年3月 総務省）
- ④ 「経営戦略」の策定推進について（平成28年1月26日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）
- ⑤ 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（平成31年3月29日付 総務省自治財政局 公営企業課長等通知）
- ⑥ 「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）
- ⑦ 経営戦略策定・改定マニュアル（令和4年1月25日改定 総務省）

(2) 受注者は、担当技術者のうち少なくとも1名は、公認会計士の資格を有し、地方公営企業の経営に関する専門知識と、水道事業における経営戦略の策定、改定及び簡易水道事業の地方公営企業法適用業務の実務経験を有する者を配置すること。

5 業務内容

(1) 基本情報の整理

- ① 外部環境の整理

給水人口や有収水量の推移等、本市水道事業経営に影響を与える外部環境について整理する。

② 事業概要の整理

ア 本市の水道事業について、経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等、事業経営全般の現状を把握する。

イ 民間活用や資産活用の状況を整理する。

③ 経営状況の比較分析

経営比較分析表(平成27年11月30日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知)を基礎とし、指標の経年変化や類似団体及び近隣団体との比較等の分析を行う。分析にあたっては、使用する分析指標を適宜提案すること。

(2) 既計画の整理と本戦略の位置づけ確認

発注者の各事業計画を整理し、策定する経営戦略との体系的な位置づけを確認すること。なお、発注者の主な事業計画は次のとおりである。

① 新発田市水道事業経営戦略(平成30年度策定版)

② 新発田市水道ビジョン

③ 新発田市まちづくり総合計画

(3) 計画期間の設定

10年以上を基本として、各事業計画との整合性、経営状況等を踏まえ、合理的な期間を発注者と協議の上設定する。

(4) 経営の基本方針の決定

整理した基本情報等を踏まえ、本市水道事業経営における課題を抽出し、それぞれの課題解決を図るための基本方針を決定する。

(5) 投資試算

① 施設及び設備の現状把握

発注者から提供される既存の投資計画のデータ等を確認し、施設及び設備の現状を、合理的な資産区分に切り分けて把握する。

② 将来の需要予測

ア 各事業計画の実実施スケジュールや施設及び設備の現状等に基づき、新規・更新需要等の将来試算を行う。

イ 将来の新規・更新需要等の総量は発注者と協議のうえ、財源試算を踏まえたうえで決定する。

ウ 将来の新規・更新需要等の年度ごとの発生額は、発注者と協議のうえ合理的な範囲で将来試算を実施する。

エ 将来試算は令和7年度から50年間について行う。

オ 需要予測は、新設需要・更新需要・その他需要(耐震化)等、合理的な区分に切り分けて算出する。

③ 目標設定

ア 将来の需要予測を踏まえ、水道事業サービスを維持するために必要な投資試算の目標を設定する。

イ 目標設定にあたっては、更新率、老朽化率、耐震化率等の指標を選定し、数値目標を設定する。

④ 投資試算の取りまとめ

(5) ①～③の検討を踏まえて、投資試算として取りまとめる。

(6) 財源試算

① 財務状況の把握・分析と目標設定

経営比較分析表や総務省が公表している水道事業経営指標等から、財務状況を示す適切な経営指標を選定し、現在の財務状況を把握・分析するとともに計画期間内における目標数値を策定する。

② 財源構成の検討

ア 水道料金については、時系列傾向分析等の合理的な方法により有収水量等の将来予測を行い、本市人口の動向、および直近の決算値の動向等を踏まえて計画期間中の収入を見込む。

イ 一般会計からの繰入金については、「地方公営企業繰出金について」(令和6年4月1日付 総務副大臣通知)の経費負担の考え方に基づき見込み額を算定する。これ以外の繰入金については発注者と協議のうえ算定する。

ウ 企業債については、将来世代に過重な負担を強いることがないように、残高水準の検討を行う。

③ 財源試算の取りまとめ

ア (6) ①～②の検討を踏まえて、財源ごとの見通しについて、確保する手段とともに取りまとめる。

イ 試算期間は投資試算と同一期間とする。

(7) 投資・財政計画の策定

① 投資以外の経費の検討

ア 投資以外の経費について、合理的な考え方に基づいて固定費と変動費に分解し、それぞれ効率化に取り組むことを前提として額を見積もり、投資・財政計画に反映させる。

イ 経費効率化の検討にあたっては、民間活力の活用等について幅広く検討した上で、発注者が計画期間内に取り組み可能なものを採用する。

② 投資・財政計画の検討案の作成

ア 水道料金や投資額、経費等の推移について、複数の異なる想定条件を設定し、それぞれの想定条件に応じた投資・財政計画の検討案を作成する。

イ それぞれの検討案について、投資以外の経費効率化への取り組み効果を、具体的な数値を用いて示す。

③ 投資・財政計画の決定

それぞれの検討案の特徴について発注者に説明し、協議のうえ最適な投資・財政計画を決定する。

- (8) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要
投資・財政計画に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を整理する。
- (9) 経営戦略の事後検証、更新等についての検討
- ① 進捗管理や見直し等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方をまとめる。
 - ② ①でまとめた考え方にに基づき、毎年度の進捗管理及び3～5年毎の見直しについて、本市職員が行うことを想定して作業方法、手順等をまとめたマニュアルを作成し、必要なデータを作成するためのツールとともに発注者へ提出する。
- (10) 経営戦略の作成
- ① 前項まで整理した事項をまとめた経営戦略（案）及び概要版を作成し、発注者に提出する。
 - ② 経営戦略（案）について、発注者及び新発田市水道事業審議会等の意見を反映させるための修正を行い、経営戦略を完成させ、発注者に提出する。
 - ③ 経営戦略（「案」を含む）の様式、構成は総務省通知を基本とするが、表紙を含め、カラー印刷による図表やイラスト・写真等を十分に用いて、市民にも理解しやすくかつ親しみやすい表現とする。
 - ④ 経営戦略には用語の解説を付する。
- (11) 審議会の運営支援
経営戦略（案）の審議を行う新発田市水道事業審議会について、必要な資料を作成し、審議会運営に係る支援を行う。
- (12) 報告書の作成
- ① 本委託業務の業務実施過程及び結果を取りまとめた報告書を作成する。
 - ② 報告書の構成は、当該作業項目ごとにまとめる必要はないが、作業項目が網羅され、かつ内容が整っていることが分かるように整理する。
 - ③ 報告書には用語の解説を付する。
- (13) 協議・打合せ
- ① 協議・打合せは、必要性に応じて適宜行うものとする。
 - ② 回数は10回を標準としているが、業務の進捗状況等、必要に応じて増減するものとする。
 - ③ 受注者は協議・打合せの都度、管理技術者1名と協議・打合せ事項の担当技術者のうち最低1名（公認会計士とする）を出席させるものとする。
 - ④ 受注者は協議・打合せの都度、議事録を作成し協議・打合せ日から7日以内に発注者へ提出するものとする。

6 成果品

成果品は原則として以下のとおりとし、契約履行期間内に納品すること。製本形式等の詳細については、事前に発注者と協議して決定すること。

- ① 報告書
- ② 経営戦略 60部

- ③ 経営戦略（概要版） 100部
- ④ 電子データ（DVD等）
 - ア 直接印刷が可能な解像度の完成形データ（PDF等）
 - イ 編集可能なデータ（Word、Excel、PowerPoint等）

7 業務上の注意事項

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。
- (2) 受注者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、発注者の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (3) 本契約において知り得た機密情報は、業務が完了した後も、決して他に漏らしてはならない。
- (4) 本契約の従事者に対し、本契約に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないこと、機密情報の違法な利用及び提供に対しては法令等に基づく罰則が適用されること、その他機密情報の取扱いに関して必要な事項を周知し、機密情報の適正な取扱いを徹底するように指導すること。